

公立大学法人下関市立大学法規委員会規程

令和 2 年 4 月 9 日

規 程 第 2 6 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 1 8 年 9 月 2 7 日制定）
第 1 8 条第 1 項の規定に基づき理事会の諮問機関として置かれる法規委員会（以下
「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、理事会の付託を受けて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 規程等の解釈及び適用の疑義に関すること。
- (3) その他理事会が必要と認めること。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから理事長が指名する。

- (1) 理事
- (2) 弁護士、社会保険労務士、行政事務経験者等の有識者
- (3) 学長が推薦する教員
- (4) 事務職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間
とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、理事長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理
する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同
数のときは、議長の決するところによる。

(持ち回り審議)

第7条 会議を開催する暇がない等、委員長が必要と認める場合には、第2条各号の審査事項を持ち回り審議することによって、会議を開かず、これを審査することができる。

(意見の聴取等)

第8条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、第2条に掲げる事項の審議経過及び結果を理事会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経営企画部企画課において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月9日から施行する。

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (令和3年3月31日規程第44号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月29日規程第18号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。